

特定小型原動機付自転車を利用される皆様へ

特定小型原動機付自転車は 車道通行が原則です！

特定小型原動機付自転車は、歩道又は路側帯と車道の区別がある道路では、車道を通行しなければなりません。

違反した場合：反則金6,000円（原付 通行区分違反）

例外的に歩道又は路側帯を通行できる場合

左下の①、②の要件を満たす場合は**特例**特定小型原動機付自転車として、道路標識等で普通自転車等の通行が認められた歩道や、路側帯（歩行者専用路側帯を除く）を通行することができます。



道路標識

①**最高速度表示灯**を**点滅**させていること

② **6 km/h**を超える速度を**出すこと**ができないこと



※歩道では歩行者の通行を妨げてはいけません。



特定小型原動機付自転車とは、次の基準を全て満たす車両

- ・ 車体の大きさが長さ190cm以下、幅60cm以下
- ・ 原動機として電動機を用い、定格出力が0.6kw以下
- ・ 20km/hを超える速度を出すことができない
- ・ 走行中に最高速度の設定を変更することができない
- ・ オートマチック・トランスミッション機構がとられている
- ・ 最高速度表示灯が備えられている